なんば広場利活用ルール

【概要版】

なんば広場マネジメント法人
設立準備委員会

20261104 版

・本利活用ルールは、広場の活用状況に応じて、随時更新を行う予定です。
・企画実施者は WEB サイトにある最新の利活用ルールを確認してください。
・本利活用ルール【概要版】に記載されていない詳細ルールについては申し込み後の初回打ち合わせにてご説明します。

目次

１．なんば広場の目指す姿 3
(1)コンセプト：憩い、出会い、生み出す　大阪発のリアルメディア　なんばの真ん中　なんばひろば 3
(2)なんば広場の位置づけ：大阪のおもてなし玄関口 3
(3)目指す姿：エリア全体を回遊するネットワーク 4
(4)なんばエリアビジョン：「OMOROI」が溢れているまち 4
２．なんば広場の経緯と現在の位置づけ 5
(1)広場完成までの経緯 5
(2)現在の位置づけ(管理運営者社会実験)と管理運営者 5
3．広場で実施できる企画 6
(1)イベントを実施できる主催・内容について(社会実験時の位置づけ) 6
(2)広場で実施できる企画 6
(3)広場で実施できない企画 6
(4)広場でイベントを実施する上での注意事項（事前協議等） 7
４．広場の施設概要 8
(1)施設概要 8
(2)使用可能時間 9
５．申込の流れ 10
(1)前提条件 10
(2)イベント実施申請受付期間 11
(3)企画実施までのフロー 11
６．維持管理協力金について 12
(1)維持管理協力金 12
(2)維持管理協力金の支払い方法 12
(3)キャンセル規定 13
７．車両による搬出入について 13
８．注意事項 14
(1)禁止行為 14
(2)安全管理に関する配慮 14
(3)周辺環境への配慮 15
(4)管理責任、免責及び損害賠償 16
(5)関係法令の遵守 16
(6)その他 16
9．広報について 16
(1)企画実施者による広報 16
(2)取材について 17
10．初回打ち合わせについて 17

１．なんば広場の目指す姿

(1)コンセプト：憩い、出会い、生み出す　大阪発のリアルメディア　なんばの真ん中　なんばひろば

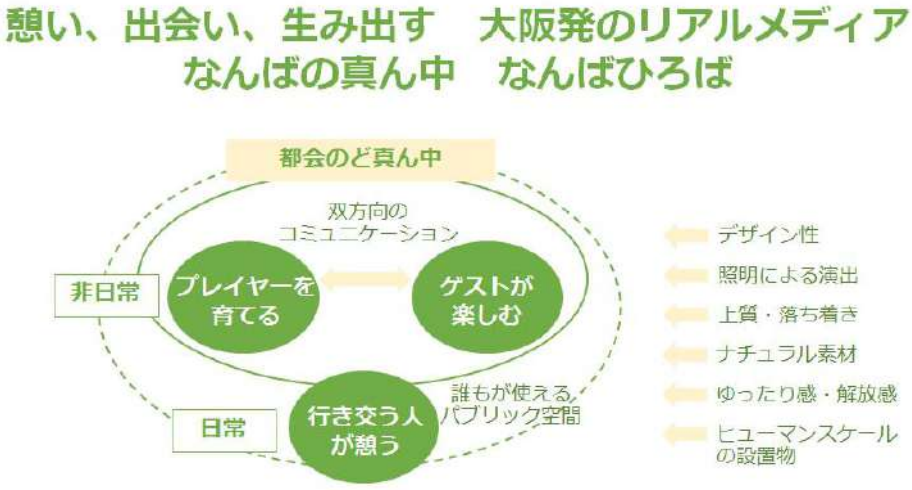
なんば広場のコンセプトは「憩い、出会い、生み出す　大阪発のリアルメディア　なんばの真ん中　なんばひろば」です。広場の活用を通して、広場利活用希望者と共にこのコンセプトの実現を目指していきます。

[広場の活用を通して実現したいこと]

1：なんばエリアの既存の魅力を発信する・エリアのブランド価値向上

2：新しい文化・プレイヤーを創出する・応援する

3：広場のみでなく、エリア全体の回遊性向上・経済効果につなげる



(2)なんば広場の位置づけ：大阪のおもてなし玄関口

関西空港と直結するなんば駅前にあるなんば広場は、関西・大阪に訪れた方々がまちに初めて出会う「大阪のおもてなし玄関口」です。まちを行き交う人々が憩い、出会い、日常や非日常の時間を過ごす風景が、おもてなし玄関口にふさわしいなんばエリアの新しい顔となります。

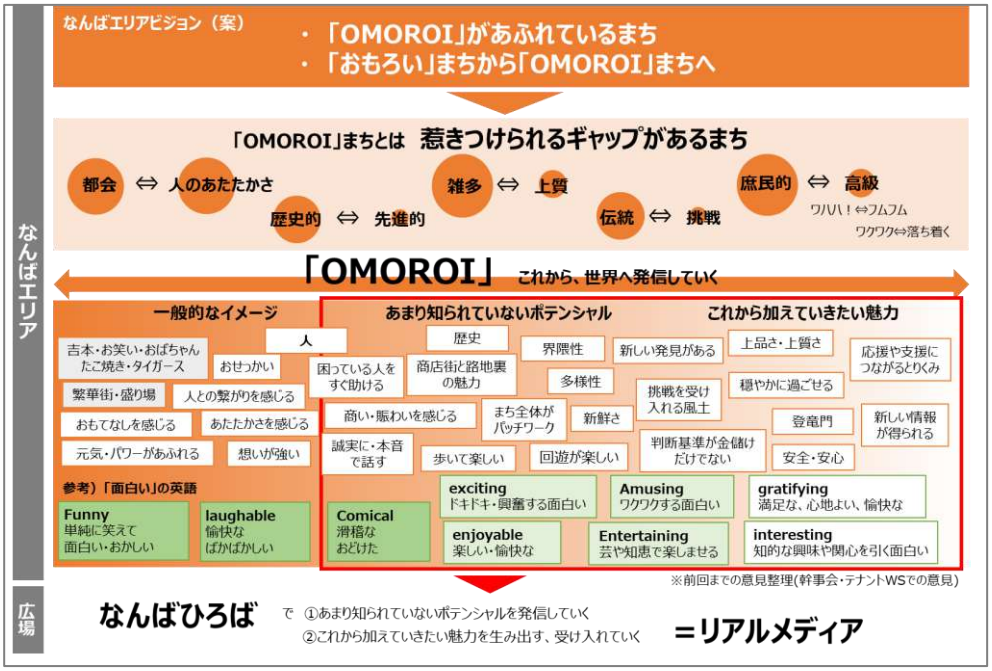
(3)目指す姿：エリア全体を回遊するネットワーク

なんばエリアは、商店街などの個性のある歩行者空間がネットワークされた「歩いて楽しいまち」です。駅前を広場化することにより、このネットワークを強化するとともに、なんば広場が待ち合わせや休憩のできる場所となることで、まちへの滞留時間を伸ばし、回遊性を向上させていくことを目指しています。



(4)なんばエリアビジョン：「OMOROI」が溢れているまち

準備委員会では「OMOROI まち」を「惹きつけられるギャップがあるまち」と定義しています。なんば広場が「リアルメディア」として、エリアの知られていないポテンシャルを発信するとともに、エリアの新しい魅力・文化を生み出していく場所となることで、「OMOROI」が溢れているまちとなることを目指します。



２．なんば広場の経緯と現在の位置づけ

(1)広場完成までの経緯

なんば駅前は、関西国際空港に直結し、大阪ミナミの中心に位置する多くの人が行き交う場所です。そのなんば駅前の道路空間を歩行者空間に再編する取組は、2008 年に地元発意でスタートし、2011 年には広場化を本格的に検討するために「なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会（以下、協議会）」が発足しました。 従前のなんば駅前の空間は、ほとんどがタクシープールや車道などの車のための空間であり、滞留行動は喫煙に限られ、放置自転車や旅行者の増加による過密など、快適で安心できる環境とはいえない空間でした。 また、検討を開始した当初は「大阪の他エリアの開発に伴う地域商圏の縮小・エリア間競争の激化」「治安・環境改善」などのエリア全体で取り組むべき課題が複数ありました。その後、インバウンドの増加により、歩行者通行量も増加し、歩行者空間の不足が新たなエリア課題として加わりました。

これらの課題を解決するために、地元発意で始まった取組は、地元主導で行政や経済界も巻き込み、官民連携プロジェクトとして推進され、2023 年 11 月 23 日に広場部分が先行オープン、2025 年 3 月に広場からなんさん通り(南北区間)の工事が全て完了し、全体完成しました。

■なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会　構成員（2025 年 8 月時点）

[町会]　精華連合振興町会・難波三丁目東町会・難波三丁目西町会・難波振興町会・河原連合振興町会・難波千日前西町会・難波千日前東町会・日本橋連合振興町会・難波中振興町会・難波東振興町会

[商店街]戎橋筋商店街振興組合・千日前道具屋筋商店街振興組合・なんさん通り商店会・なんばＣＩＴＹ会・難波センター街商店街振興組合・なんば南海通り商店会・なんなんタウン商店街振興組合・日本橋筋商店街振興組合・日本橋筋西通り商店会

[企　業]大阪地下街(株)・関電不動産開発(株)・(株)髙島屋・東宝(株)・(株)NANKAI・(株)丸井

(2)現在の位置づけ(管理運営社会実験)と管理運営者

なんば広場では、再編後の道路空間におけるにぎわいの持続的な発展のため、行政と民間で適切に役割分担を行いながら、地域と連携したエリアマネジメント組織が担い手となる管理運営をめざし、大阪市によるなんば広場（仮称）における歩行者利便増進施設等のための道路占用者の公募に採択された「なんば広場マネジメント法人設立準備委員会（以下、準備委員会）」と大阪市が」が連携しながら広場の管理運営を行う社会実験を実施しています。

社会実験では、広場管理運営者が利活用ルールを定め、広場利活用によるにぎわいの創出や、財源確保を行い、清掃・警備など地域環境保全活動に還元する手法の構築を検証しています。

【広場管理運営者】

なんば広場マネジメント法人設立準備委員会

(構成団体：(株)NANKAI、(株)髙島屋、戎橋筋商店街振興組合、なんさん通り商店会、(株)丸井)

※準備委員会は大阪市による公募の採択を受け、広場の管理運営を行っています。

3. 広場で実施できる企画

(1)イベントを実施できる主催者・内容について(社会実験時の位置づけ)

・現在、なんば広場は社会実験の位置づけで運営しております。2024 年 12 月 26 日より歩行者利便増進誘導区域(ほこみち区域)が指定され、広場の利活用の柔軟性を高めるために、イベントを実施できる主催者・内容の制限が緩和されました。
〔主催者〕公共性のある団体（商店街、一般社団法人、行政機関など）および民間団体など
〔内　容〕下記(2)に該当する内容。

※実施内容によっては、屋外広告物の申請が必要となる内容を実施する場合、大阪市の屋外広告業の登録番号または特例届け出番号を有する屋外広告業者が必要となります。

(2)広場で実施可能な企画

・広場では、次のいずれかに適合し、地域活性化・地域環境保全活動に繋がる企画が実施できます。
①なんば・大阪・関西エリアの魅力を発信する企画
②なんばエリアのブランド価値を向上させる企画
③新しい文化・プレイヤーを創出する企画
④エリア全体の回遊性を向上し、経済効果をもたらす企画
⑤その他、公共性・公益性があり、広場管理運営者が認めた企画

(3)広場で実施できない企画

・下記の用途で広場を利用することを禁止しております。
①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用途
②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団又はその他の反社会的団体 及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
③政治的用途。ただし、公職選挙法の規定に基づきすることができる選挙運動のためにするもの及び選挙運動期間中における政治活動として行うものを除く。
④宗教的用途
⑤地域住民等の生活を著しく脅かすような活動
⑥悪臭、騒音、粉塵、振動及び土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途
⑦入場料制のイベント等、広場内に特定の人だけが入場可能とする企画

(4)広場でイベントを実施する際の注意事項（事前協議等）

①なんば広場の法的位置づけ・必要協議

・なんば広場は道路法に基づく「道路（歩行者専用道路）」です。

・イベントを実施する場合は、交通管理者協議（南警察署）および道路管理者協議（大阪市建設局）が必要です。協議にて警察及び大阪市の指導より、一部内容を修正いただく場合がございます。また、報告していない内容は実施できません。

②交通管理者協議（南警察署）について

・交通管理者協議は対面で実施します。

・協議には、原則大阪市計画調整局、準備委員会の２者で参加しますが、内容によっては広場利活用希望者にもご同席をお願いする場合がございます

・協議は３回程度実施するため、協議期間を１か月ほど要します。

・イベント実施日の１週間前までに道路使用許可申請の提出が必要です。

③道路管理者協議（大阪市建設局）について

・道路管理者協議は対面で実施します。

・協議には、原則大阪市計画調整局、準備委員会の２者で参加します。

・協議は３回程度実施するため、協議期間を１か月ほど要します。

・イベント実施日の２週間前までに道路使用届の提出が必要です。

④イベント実施時のレイアウトについて

・イベントエリア内において、歩行者の安全確保のため、歩行者動線を確保してください。

・イベントレイアウトは、管理者協議の上、決定します。

⑤警備員の配置について

・なんば広場は「道路」であるため、通行者の安全性確保及びイベントを安全に開催するため、イベント内容に応じた適切な警備員の配置が必要となります。

・配置位置や配置数については、管理者協議の上、決定します。

４．広場の施設概要

(1)施設概要

■**位置**：大阪府大阪市中央区難波５丁目１

■**面積**：①広場中央区域：約 2270 ㎡（約 84m×27m）②喫煙所南区域：約 280 ㎡(約 22m×16m)

■**広場に設置されている設備**

①広場中央区域

ア.電気、イ.給水、ウ.テラスベンチ、エ.植栽ベンチ、オ.照明、カ.デジタルサイネージ(なんば広場ビジョン)、キ.フラッグ

②喫煙所南区域

ア.電気、イ.照明

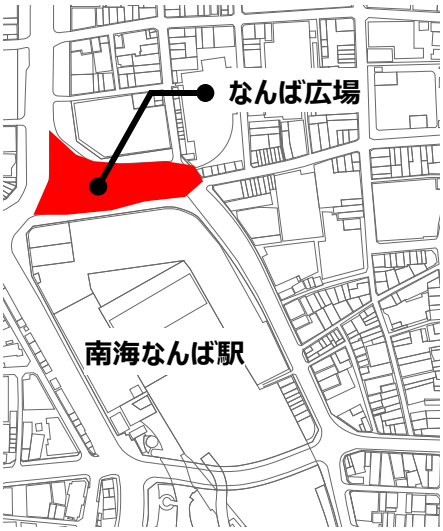
※広場内にトイレはありません。

※広場内にゴミ箱はありません。企画を実施する場合は、企画実施者の責任で必ずゴミを持ち帰ってください。

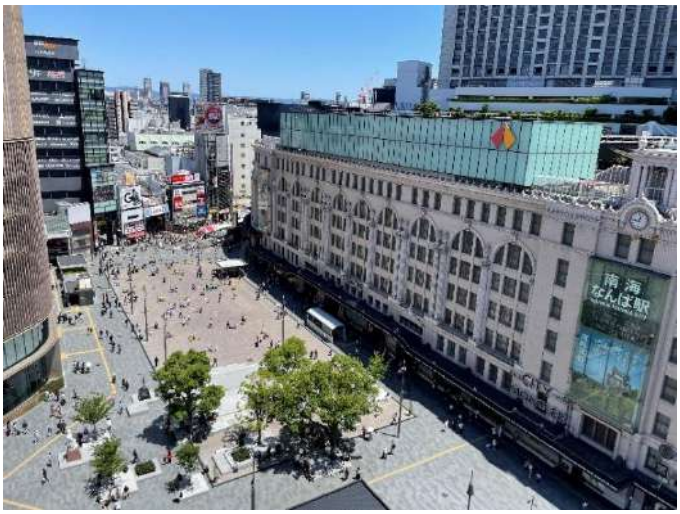
※広場内のバナーフラッグ交換作業のため、水曜日は設営撤去作業においてご調整いただく場合がございます。

■**広場の法的位置づけ**：道路法に基づく「道路（歩行者専用道路）」

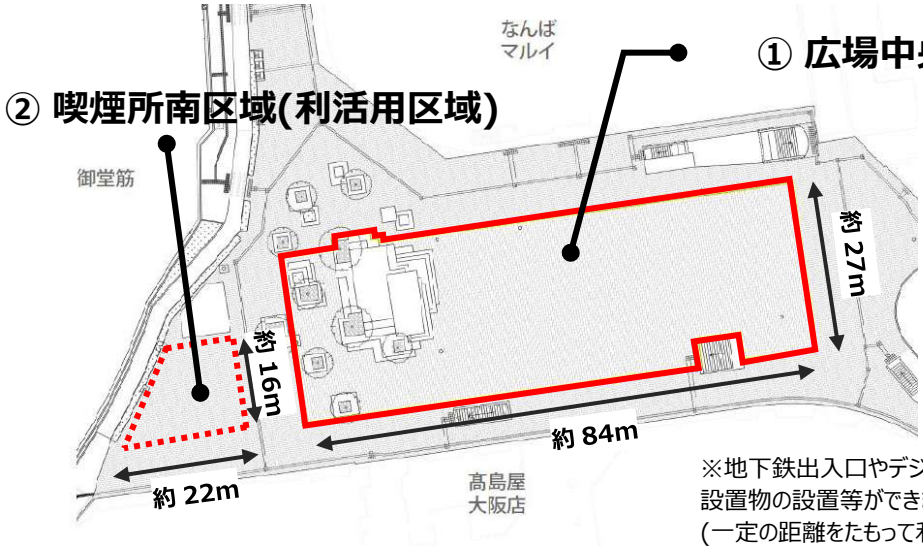
[広場位置図]



[なんば広場]



[広場平面概略図]



※地下鉄出入口やデジタルサイネージ付近は通行の支障となるため、設置物の設置等ができません。
(一定の距離をたもって利活用してください。)

■デジタルサイネージ(なんば広場ビジョン)について

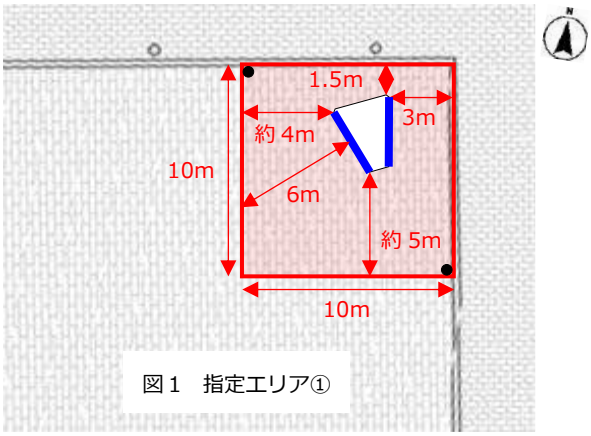


図１　指定エリア①

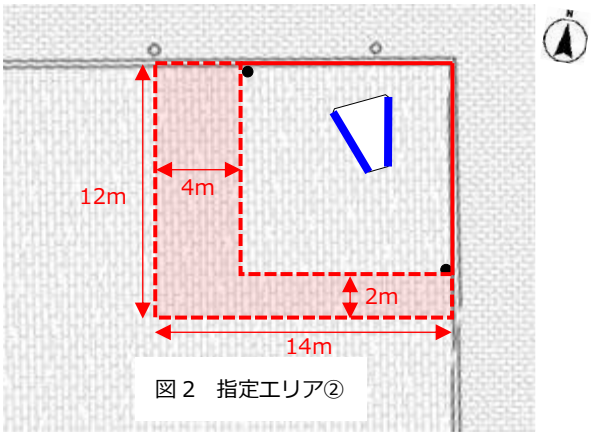


図２　指定エリア②

・なんば広場ビジョンはイベントの実施有無に関わらず、広告放映する媒体です。原則として、意図的にビジョンの広告が見えなくなるレイアウトは禁止とさせていただきます。

・図１の指定エリア①(10m×10m)には一切の設置物を置かないで下さい。(常設の机椅子は除く)

・図２の指定エリア②には、高さ 1.5m以下の設置物のみ設置可能です。

・ビジョン前の通行動線をフェンス等で塞ぎ、ビジョン前の通行を妨げるレイアウトは禁止します。

※上記ルールは現在協議中のため、変更になる場合がございます。

(2)使用可能時間

1）イベント実施可能時間

・原則午前 9 時~午後 9 時

※ただし、広場内での設営・撤去の作業は、上記の時間以外も可能

2）車両による搬出入

・原則 1 時～9 時

※詳細な車両の搬出入のルールは、お問い合わせ頂いた後、ご説明します。

3）音出し可能時間

・周辺への配慮から、音出し可能時間は、原則 9 時~20 時

※長時間連続した音楽イベントは実施できません。また、音量は大阪府条例で定める 70db 以内です。

(3)使用可能設備

[電源・給水　配置図]　凡例：△　電源位置　　給水(散水栓)位置



■電源

・上記配置図の△の位置にある道路照明より電源の使用が可能です。

・各位置の電源の容量は 1500ｗです。

■給水

・給水はありますが、排水はありませんので、企画実施中に出た汚水や飲み残し等の液体などは専用タンク等でお持ち帰りください。広場内または周辺施設のトイレ等で汚水など(飲料類や氷も含む)を流すことは禁止します。

５．申込の流れ

(1)前提条件

・なんば広場は道路法に基づく「道路（歩行者専用道路）」です。

・道路を占用・使用するイベントを実施するため、下記の手続きが必要です。

① 道路使用許可（広場使用日の 1 週間前までに警察に申請）

② 道路占用届出（広場使用日の 2 週間前までに大阪市建設局に提出）

・上記、手続きに際し、事前に交通管理者協議・道路管理者協議が必要です。

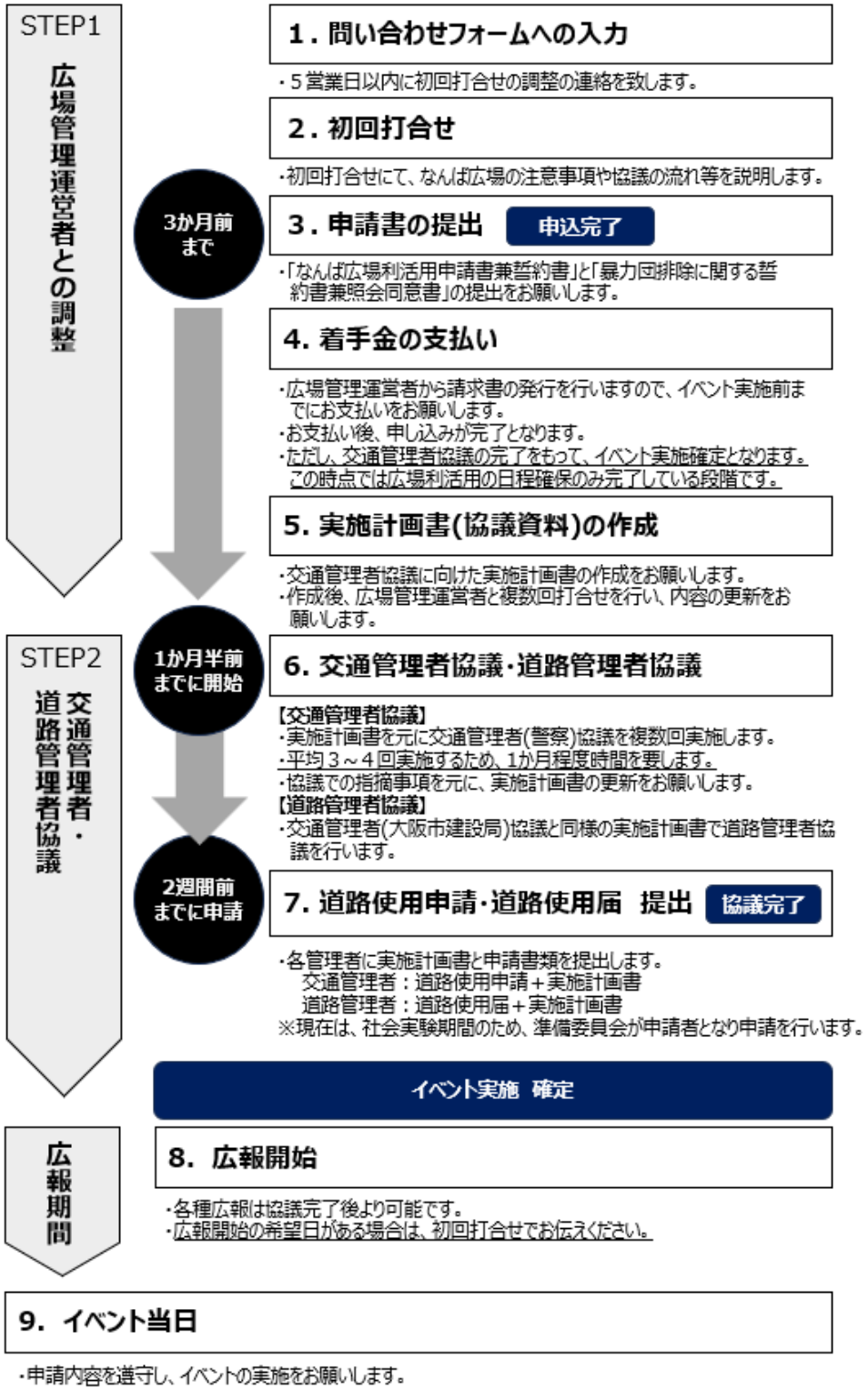
・各管理者協議には、道路占用・使用主体かつ、広場管理運営者である準備委員会が実します。

・催事内容によって、屋外広告物の許可申請が必要になる場合がございます。

(2)イベント実施申請受付期間

・イベント実施申請の申し込み期間は、企画実施日の６か月前から原則３か月前までです。
・イベント実施は先着順で決定し、仮押さえはできません。

(3)企画実施までのフロー



６．維持管理協力金について

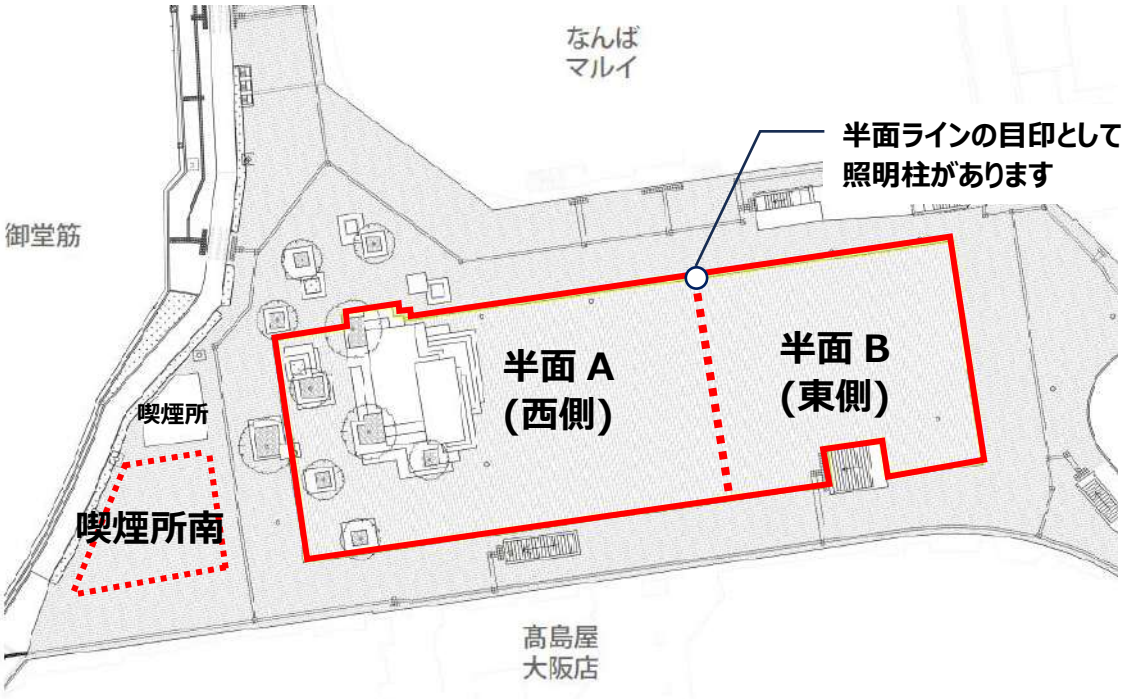
(1)維持管理協力金

・維持管理協力金は下表の通りであり、区分・日数に応じて金額を決定します。

※1 日に満たない利用であっても 1 日使用したものとみなします。

※喫煙所南区域のご利用についてはご相談ください。

区域	使用面積	実施日	単位	企画実施日(税別)	設営・撤去日(税別)
① 広場中央区域	全面	平日	1 日につき	80 万円	40 万円
		休日		120 万円	80 万円
	半面	平日	1 日につき	70 万円	35 万円
		休日		84 万円	42 万円



※維持管理協力金は広場の地域環境保全活動（清掃、違法駐輪対策など）等に使用し、広場やなんばエリアに還元します。

(2)維持管理協力金の支払い方法

・維持管理協力金は管理者への頭出しが完了したタイミングで広場管理運営者より請求書を発行しますので、支払い期日までに納付してください。

※広場管理運営者は、適格請求書の発行ができませんのでご了承ください。

(3)キャンセル規定

・なんば広場イベント実施申請書兼誓約書を提出後、企画実施者の都合により使用日・場所等を変更される場合や申込を取り消される場合は、速やかに広場管理運営者に連絡してください。
・変更の内容によっては取り消し扱いとさせていただく場合がございます。
・広報開始後に実施を取り消す場合は、企画実施者で中止の周知を行ってください。
・維持管理協力金のキャンセル規定は下記の通りです。

規定１： 災害(※１)その他の企画実施者の責めに帰することのできない事由によって使用不能となった場合	**全額返還** ※ただし、広場使用中に災害が起きた場合は当日の維持管理協力金は返金しません。
規定２： 規定１以外の理由による場合（企画実施者の自己都合、雨などの天候不良の理由も含む）	**返金不可** ※ただし、１回に限り、キャンセル日から３か月以内の日程変更は可能

※１：規定１の災害の基準
大阪市内で、下記の特別警報・警報が発令される場合は規定１に適応する。
特別警報：大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報
警　　報：大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報

７．車両による搬出入について

・車両による搬出入は、貨物車(1,4,6,8,9,0 ナンバー)に限ります。なんさん通り南北道から進入・退出するルートで１時~9 時の時間帯で実施してください。
・車両による搬出入時は、歩行者の安全対策のため警備員の配置が必要です。

[なんば広場周辺交通ルールと搬出入ルート]



８．注意事項

(1)禁止行為

・以下の行為は、いかなる場合も禁止します。企画実施者だけでなく、イベント来場者による禁止行為の発生防止・対策の注意徹底を行ってください。

①法令又は公序良俗に反する行為
②施設、備品等のき損、汚損
③火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
④騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑になる行為
―酔っ払いの寝そべり、座り込みなども含む
⑤ごみ、空き缶その他汚物の投棄や悪臭を発生させる行為
⑥路上喫煙
⑦自転車の路上駐輪
⑧客引き・勧誘行為
⑨電動キックボード・フル電動自転車での歩道の走行
⑩その他、広場の管理運営上の支障があると認められるもの

(2)安全管理に関する配慮

①警備員の配置

・雑踏対策・安全確保のための警備員を配置してください。
・夜間残置物がある場合は、イベントエリアを区画した上で、警備員を配置し安全対策を行ってください。
・警備員の配置数・位置等については、広場管理運営者との事前調整や管理者協議での指摘を反映してください。

②禁止行為・制限行為の発生抑制

・スタッフや警備員による声掛けにより、禁止行為・制限行為の発生防止・対策の注意徹底を行ってください。

③保険への加入

・企画実施者は事前に関連する各種保険（設営時の保険、レクリエーション保険等）に必ず加入してください。

④風対策

・広場内では強い風が発生する場合がありますので、設置物には重りを設置し、風対策を行ってください。

⑤火気使用・食品販売等を行う場合

・企画実施者が消防署や保健所に事前相談・協議を行ってください。

(3)周辺環境へのご理解・配慮

①苦情対応

・実施内容に対する苦情は、誠意をもって企画実施者が対応してください。
・広場管理運営者に寄せられた苦情についても、企画実施者に連絡し、企画実施者が現地にて対応してください。
・対応結果は広場管理運営者に報告してください。

②原状回復と清掃管理

・企画実施者が原状回復と清掃管理を実施してください。
・破損、傷の付着、着色等が確認された場合は、企画実施者の責任において原状復旧を行ってください。
・ゴミは企画実施者が当日に持ち帰ってください。
・企画実施後は、広場全体と周辺の清掃を実施してください。
・周辺へのポイ捨てを防止するためにゴミが発生することが想定される場合は、ゴミ箱を設置するとともに、テロ対策としてゴミ箱を適正に管理してください。

③音出し行為

・音出しは、9 時~20 時とし、大阪府条例で定めている 70db 以内としてください。
・長時間連続した音楽イベントは実施できません。適宜、途中で休憩をはさむようにしてください。
・近隣より苦情が出た場合は、中止等の対応を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

④照明・光

・広場に隣接する車道（御堂筋など）に光を当てるような照明器具の設置は禁止します。

⑤広告物の掲出

・転売利用となる広告は禁止します。

⑥トイレ

・広場内にトイレを設置することは禁止します。

⑦周辺環境への理解

・なんば広場ほか区域にて、業種が競合する催事が行われる可能性や、なんば広場にて設置されているデジタルサイネージ/フラッグにて催事内容と競合する内容が表示される場合がございます。

(4)管理責任、免責及び損害賠償

・使用期間中に発生した事故は、企画実施者のみならず関係業者や来街者の行為であっても、すべて企画実施者に責任を負っていただきますので、事故防止には万全を期してください。
・使用期間中に舗装材、設備、及び備品等を損傷または紛失した場合は、企画実施者にその損害額を賠償していただきます。
・使用期間中に企画実施者が持参した物品または現金ならびに貴重品は、企画実施者の責任において管理し、広場管理運営者はその損害を賠償しません。

(5)関係法令の遵守

・広場を利用する場合は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、屋外広告物法、食品衛生法など）を厳守してください。
・また、道路使用許可(警察)、道路使用届(大阪市建設局)以外の関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、企画実施者が必要な手続きを行ってください。申請書の作成における不備や設置計画の不備については、準備委員会は責任を負いかねます。
※屋外広告物申請を必要とする催事を実施する場合
大阪市の屋外広告業の登録番号または特例届け出番号を有する屋外広告業者が必要となり、なんば広場の占用主体である準備委員会が代理で申請を行います。「屋外広告物のしおり」を必ずご確認いただき、ルールを遵守した設置計画および申請書の作成をお願いします。

(6)その他

①広場で落とし物・忘れ物を見つけた場合
・広場内で落とし物・忘れ物を見つけた場合は、企画実施者が責任をもって警察に届け出てください。

②急病人が発生した場合
・状況に応じて、救急車要請などの対応を行ってください。
・AED が必要な場合は、周辺施設（髙島屋・マルイ・エディオン）に協力を依頼してください。

9. 広報について

(1)企画実施者による広報

・企画実施者による広報は、道路使用許可申請が受理された以降に実施してください。
・広報物には問い合わせ先として、企画実施者の連絡先を記載してください。
・チラシの配布・SNS・WEB サイトなどで広報する内容は広場管理運営者に共有してください。

(2)取材について

・実施内容について取材を受ける場合は、広場管理運営者にお知らせください。
・発信される媒体に応じて、雑踏対策などが必要になる場合がございます。
・なんば広場の情報発信のため、催事当日にインフルエンサー等による取材を入られていただく場合がございます。

10. 初回打ち合わせについて

・初回打ち合わせにて、その他のルールや各種協議に向けた注意事項等をご説明します。
・すべてのルールを理解した上で広場を使用してください。